

外国人労働者に関する 重要労働判例と 今後の展望

Important Court Decisions
and Future Prospects
on Foreign Workers

【編著】

山川隆一
Ryuichi Yamakawa

早川智津子
Chizuko Hayakawa

山脇康嗣
Koji Yamawaki

富田さとこ
Satoko Tomita

第一法規

外国人労働者が関係する
重要判例と今後の展望が、
この1冊で！

外国人労働者に関する 重要労働判例と 今後の展望

【編著】

山川隆一、早川智津子
山脇康嗣、富田さとこ

【体裁】A5判/360頁

【定価】5,280円(本体:4,800円+税10%)

本書の特徴

01

これからさらに増加が見込まれる
外国人労働者が関わる労働紛争について、
リーディングケースとなる判例、今後
検討していくべき重要論点を含む判例を整理。

02

そこから導かれる判例法理に加え、**現在の
動向や今後の展望を解説**することにより、
スムーズな相談対応や訴訟進行に繋がられる。

03

各項目において、**関連判例の事案概要、
判例のポイント、解説、類似判決**や現在の
動向・今後の展望を解説。

5

労働条件

1 ◆ 相殺合意や労使協定に基づく賃金からの控除、使用者による労働者のパスポート保管

判例 1

航空運賃分等の相殺合意と労基法24条1項、パスポート保管の適法性
本讓事件・神戸地姫路支判平成9・12・3労判730号40頁〔28030497〕

（事案の概要）

日系ブラジル人たる原告X₁、その妻X₂、その子X₃（来日当時8歳）及びX₄（同6歳）（以下、原告らを併せて「Xら」という）は、ブラジルから来日した。Yは労働者派遣業を営む会社である。X₁及びX₂は来日後直ちにYに雇用され、派遣先企業において就労した。Yは、就労中のX₁及びX₂に支払われるべき賃金から渡航費用33万円（航空運賃、在留資格変更手続に要する行政書士費用、空港までの車両経費及び外国人登録の費用等）を天引きして賃金を支払った。また、YはXら4名のパスポート（旅券）を保管していたが、Xらが返還請求しても直ちに応じようとしなかったため、Xらはパスポート返還の仮処分を申請し、その決定に基づく執行によりパスポートの返還を受けた。X₁及びX₂は、Yに対し、上記の不払賃金の支払請求（以下、「本件不払賃金請求」という）をし、X₃は、Yに対し、パスポート返還請求に直ちにに応じなかったことに対する慰謝料請求（以下、「本件慰謝料請求」という）をした。

（判旨）

本件不払賃金請求及び本件慰謝料請求のそれぞれについて一部認容。

116

目次（抜粋）

総論 外国人労働者受入れ制度の動向と労働判例

【1】 適用法規の決定及び管轄裁判所

1. 適用法規の決定

【2】 外国人労働者の人権

1. 国籍差別の禁止（労基法 3 条）等 / 2. その他の人権保障 / 3. ヘイトスピーチ / 4. 人格的利益の尊重等

【3】 労働契約の意義と内容

1. 入管法の規制と労働（雇用）契約 / 2. 外国人労働者の労働契約

【4】 労働契約の成立－採用内定・試用期間

1. 採用内定 / 2. 試用期間

【5】 労働条件

1. 相殺合意や労使協定に基づく賃金からの控除、使用者による労働者のパスポート保管 / 2. 外国人労働者と日本人労働者の労働条件の差に関する労基法 3 条の均等待遇、パート有期法上の均等待遇・均衡待遇

【6】 人事・懲戒

1. 人事 / 2. 懲戒

【7】 労災補償

1. 安全配慮義務

【8】 労働契約の終了（1）一解雇等

1. 期間の定めのない労働契約と解雇 / 2. 期間を定めた労働契約の途中解雇 / 3. 辞職・合意解約

【9】 労働契約の終了（2）一有期労働契約の雇止め

1. 有期労働契約の終了とその制限 / 2. 労基法 19 条の要件（2012 年改正による雇止め法理の法定化）

【10】 監理団体、実習実施者及び技能実習生の権利義務

1. 監理団体・実習実施者の義務と技能実習生の権利 / 2. 技能実習生の資格外活動と実習実施機関・監理団体の責任 / 3. 実習認定の取消しの処分性

【11】 技能実習生の在留資格変更手続

【12】 不法就労助長罪

1. 不法就労助長罪（入管法 73 条の 2 第 1 項 1 号、2 号、3 号）の客観的構成要件 / 2. 不法就労助長罪の主観的構成要件

【13】 労働組合

1. 労使関係の当事者 / 2. 団体交渉 / 3. 団体行動 / 4. 不当労働行為

6

人事・懲戒

1 ◆ 人事

雇用契約上の予定とは異なる業務・就業場所への配転命令を拒否したことによる解雇が有効とされた事例
判例 1
島井電器事件・東京地判平成13・5・14労判806号18頁（28061727）

（事案の概要）

X は、バングラディッシュ国籍で、同国での大学院（地理学）を卒業後、昭和62年1月に家族とともに来日して、日本語を2年間、コンピューターを2年間学んだ。Y は、電気配線器具製品製造等を行う会社であり、東京本社工場のほか、山梨県内に複数の工場を有していた。

X と Y は、平成3年10月頃、期間の定めのない雇用契約を締結し、同年12月、X は「人文知識・国際業務」の在留資格を取得した。それ以前の「就学」から同資格への在留資格変更許可申請に添付の雇入通知書等に記載された X の職務内容は、翻訳業務や、製品輸出先のバングラディッシュ企業との連絡等であった。

在留資格変更許可に先立ち、X は、Y の山梨県内の工場でアルバイトとしてプロダクション製品の組立作業を始めた。Y は、Y の日本出張期間中、

6 人事・懲戒

2 ◆ 懲戒

国籍による差別・ハラスメント紛争の通報と懲戒処分
判例 2
モルガン・スタンレー・グループ事件・東京地判令和6・6・27労判1326号14頁（28330563）

（事案の概要）

X は大韓民国籍の外国人であり、アメリカ合衆国に本社を有する投資銀行である A 社の日本における子会社である B 社において、雇用主である Y 社から出向する形で就労していた。X は、平成13年に、B 社の資本市場統括本部における債券資本市場部のエグゼクティブ・ディレクターに昇進し、債権関係業務に従事していたが、上司で取締役である C マネージング・ディレクター（日本国籍）から、同14年から17年にかけて、日韓関係をめぐり韓国政府や韓国人を非難する発言を受けた。また、X は、マネージング・ディレクターへの昇進を期待していたところ、それが見送られる一方で、同18年に D がマネージング・ディレクターとして着任しており、この人事につき合理的な説明がなされていないとして不満を抱いていた。

平成22年3月に至り、X は、Y 社の人事部に対し、C から言葉による人種的ハラスメントを受けており、また、同18年以降の人事について不当な処遇を受けている旨を申告して調査を求めた（本件申告）。これを受けて、A 社のアジア地域における従業員からの苦情申立調査担当責任者である E や Y 社の人事部担当者らによる調査チームが組織され、調査が行われた。この調査に先立ち、E から X に対して、調査の内容に関しては、調査担当者を除き、社内・社外を含め、一切誰にも話してはならないこと、本件について上司や調査担当者以外の者と話す必要があると思う場合には、まず調査担当者に相談すること、秘密を漏えいした場合には非常に重大な違反として取り扱われることなどを内容とする秘密保

159

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉

書 名	価 格	部 数
外国人労働者に関する重要労働判例と今後の展望 [094888]	定価 5,280円（本体4,800円+税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。）☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 （商品の税込価格+送料）の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所

〒

—

事務所名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX. 0120-302-640

書店印

外国人労働判例 (094888) 2025.7 AZIP